



会計測定値の比較可能性（〈特集〉ビジネスの国際化と財務会計）

徳賀，芳弘

(Citation)

国民経済雑誌, 178(1):49-61

(Issue Date)

1998-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00176259>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00176259>



会計測定値の比較可能性

徳 賀 芳 弘

I はじめに

1997年3月に公表された国際会計基準委員会(IASC)のディスカッション・ペーパー(IASC [1997])は、金融資産・負債の測定値について、同一企業の期間比較においても、複数企業の企業間比較においても、公正価値による測定値が最も高い比較可能性を達成すると強調している。しかし注意しなければならないのは、そこで述べられている「比較」および「比較可能」という概念は、これまでの会計方法選択に関連して議論されてきた「比較可能性」概念と同一のものなのか、もし両者が相違するとすれば、どこが相違しているのかという点である。それらの相違を明らかにするためには、これまでの「比較可能性」の議論と公正価値における「比較可能性」の議論との異同が、「比較」の対象、「比較」の対象の「比較」されるべき属性(測定属性)、およびその測定方法に関して検討がなされなければならないであろう。

本稿では、これまでの「比較可能性」概念と新たに「公正価値」に関して論じられている「比較可能性」概念とを比較し両者の異同を吟味するため、まず、「比較可能性」をめぐる米国における過去の議論を整理した上で、「公正価値」による測定値が、他の測定値よりも、どのような意味において「比較可能」なのかを考察している。

II 「比較可能性」をめぐる過去の論争

1. 統一性から比較可能性へ

歴史的にみると、会計方法の選択に関わる問題は、経営者の経理自由との関わりで会計原則における統一性 vs. 弾力性という構図の中で議論されてきたものである。政治的・社会的側面において、経営者に会計方法選択の自由が許されていることが、一方で、経営者に会計操作の余地を与えていると批判され、他方で、「会計的自由」を保証する制度として擁護されてきた(詳しくは、津守 [1981] を参照せよ)。また、「統一性」という言葉に内在する社会主義的要素(またはそのイメージ)から、1950-60年代における東西対立の先鋭化という国際的状況を反映して、自由企業体制と会計選択の自由とを結びつける議論が展開され(AAA [1954] および Grady [1967] を参照せよ)、「統一性」に対する否定的主張と共に比較可能性の議論が登場してくる。これまで、経営者の会計操作の排除という次元で主役を演じてき

た「統一性」は、その後、会計測定値の「比較可能性」を論ずるための脇役として位置づけられる。

「比較可能性」概念を中心に置く論争は、次のように整理出来よう。会計方法選択における弾力性が、同一企業の期間比較や複数企業間の比較を阻害すると主張され、継続性の遵守が強調されると共に会計方法の選択の幅を狭めようとの動きが展開された。各時代の会計基準設定主体（米国における CAP, APB, FASB 等）にとって弾力性の除去は、会計基準設定の主要な目的であったと言っても過言ではない（例えば、FASB [1984], par.112を参照せよ）。

しかし、一方で、会計方法の統一が比較可能性を阻害するとの指摘もなされてきた（AICPA [1970], par.101, FASB [1976], par.363, FASB [1984], par.116）。例えば、FASB [1976] は、同一の事象を異なった方法によって処理したために生ずる比較可能性の欠如は、開示によってある程度回復可能であるが、異なる事象を同一の方法によって処理したために生ずる比較可能性の欠如を救う術はない（par.363）と述べている。

弾力性による比較可能性の阻害という指摘は「同一の会計事象を異なった方法で処理すること」から生ずる問題であり、統一性による比較可能性の阻害という指摘は「異なった会計事象を同一の方法で処理すること」から生ずる問題である。一見パラドキシカルな2つの指摘は、会計方法選択に弾力性が存在していれば、比較可能性は阻害されるが、弾力性が除去されても比較可能性が達成されるとは言えないということを意味する。両指摘を同時に解決するためには、同一の事象と異なった事象を識別し、各事象ごとに唯一の会計方法を認める方法を採用の必要があり、事象を識別するための理論（「概念フレームワーク」がこの役割を担¹う）が必要とされることになる。

以後の議論を分かりやすくするために、錯綜した概念の明確化を行っておきたい。

会計方法における弾力性への批判は、企業の自由選択の幅の存在に起因する低レベルの信頼性（検証可能性）と低レベルの目的適合性（比較可能性）に対するものであろう。ここでの検証可能性の議論において、弾力性に対置されるべき統一性は、経済的実態を忠実に表現するかどうかとは無関係（操作の余地を排除すればよい）のものである。このような意味における統一性を「無条件統一性」と言うことにする。一方、比較可能性の議論において必要とされる統一性は、異なる事象ごとの統一性であり、これを「条件別統一性」と言うことにする。無条件統一性アプローチを採用すれば「概念フレームワーク」の開発は重要とはならない（例えば、最も普及している方法に統一すればよい²）が、条件別統一性アプローチを採用すれば「概念フレームワーク」の開発は不可欠である。

2. IASC のアプローチ

1980年代後半から、財務諸表の比較可能性に取り組んできた IASC の統一化プロジェクトの展開をみてみよう。IASC の統一化プロジェクトの趣旨は、異なる事象として識別すべき状況（条件）が存在しないにも関わらず、会計方法の自由選択が認められている領域に対しては唯一の方法を要求し、異なる事象として識別すべき状況（条件）が存在すると判断される場合には、各事象にそれぞれ唯一の方法を要求することであった（IASC [1989b], par.18, IASC [1990], par.3）。すなわち、IASC は、その後の政治的駆け引きによって必ずしも当初の目的を達成していないとはいえ、基本的には条件別統一性の採用を唱っている。

表1は IASC の統一化プロジェクトに示された4つの典型的なパターンを示したものである。

表1. IASCの統一化プロセス

ケース	旧 I A S	E 32 (IASC[1989 a])	『趣旨書』 (IASC[1990])	プロセスの評価
① 棚卸資産の原価決定方法 I A S 第2号	先入先出法 加重平均法 後入先出法 基準在高法	先入先出法 加重平均法 後入先出法	先入先出法 加重平均法	弾力性の縮小
分類	弾力性	弾力性	弾力性	
② 研究・開発費の会計処理 I A S 第9号	費用化と資産化の任意選択。	費用化 一定の条件下では費用化と資産化の選択が可能。	一定条件下では資産化、その他の条件下では費用化。	弾力性 ↓ 条件付統一性（弾力性） ↓ 条件別統一性
分類	弾力性	弾力性（条件付統一性）	条件別統一性	
③ 貸借対照表を決算日レートで損益計算書を取引日レートで処理することから生ずる差額の処理 I A S 第21号	株主持分に算入と当期の損益計上の任意選択。	株主持分の変動として認識。	E 32と同じ。	弾力性 ↓ 無条件統一性
分類	弾力性	無条件統一性	無条件統一性	
④ 企業結合の会計処理 I A S 第22号		取得はパーチャス法で、持分の結合はプーリング法で処理。	E 32と同じ。	弾力性 ↓ 条件別統一性
分類	弾力性	条件別統一性	条件別統一性	

出典：IASC [1978], [1983(1)], [1983(2)], [1989(1)], [1989(2)], [1990]。

ケース①の場合、旧IAS (IASC [1978]) →IASC [1989a] →IASC [1990] と進むに連れて、棚卸資産の原価決定方法について弾力性の幅が縮小されてきていることが分かる（その後、さらにもう一度、LIFO が復活する）。棚卸資産に関しては、少なくとも現在一般に認められている理論においては、異なる事象として識別すべき条件が見いだせない。そのため、方法を統一するとすれば、無条件統一でもあり条件別統一でもある。

ケース②の場合、研究・開発費の会計処理が、旧IAS (IASC [1978]) →IASC [1989a] →IASC [1990] と進むに連れて、弾力性→弾力性（条件付統一性）→条件別統一性と変化している。ここで、条件付統一性とは、原則として画一的方法が要求されているが、ある一定の条件のもとでは、別の方法も許されるものを指す。すなわち、一定の条件下では、2つの方法の選択が許されているものをいい、ここでは、弾力性の一種に分類している。また、IASC [1989a] →IASC [1990] の段階で、資産化の条件を満たす開発費は、IASC のフレームワーク (IASC [1989b]) に従って資産として処理すべきことが提言され（徳永 [1990], 47頁）、条件別に統一されたことは、概念フレームワークが事象の識別において具体的に機能した例といえよう。

ケース③においては、貸借対照表を決算日レートで、損益計算書を取引日レートで換算することから生ずる差額の処理について、旧IAS (IASC [1983a]) では当期の損益への算入と株主持分の変動としての処理の2方法の自由選択が容認されていたが、IASC [1989a] において、当期の損益への算入が禁止され、株主持分の変動として処理することが規定された。当該規定は、無条件統一性の例である。これは、当該差額に対して異なる会計方法の適用を妥当とする異なる条件が存在しないとの判断に基づくものであり、基準設定に対するアプローチとしての条件別統一性アプローチと矛盾するものではないとも言えよう。

ケース④は、企業結合の会計処理を扱っている。旧IAS (IASC [1983b]) →IASC [1989a] において、パーチャス法とプーリング法の選択という弾力的基準から、取得はパーチャス法、持分の結合はプーリング法で処理する条件別統一性へと変更されている。

さて、ここで、もう1つの統一性アプローチを検討しなければならない。それは、経営者の意図ごとに会計方法を統一しようというものである。E 48 (IASC [1994]) は、金融商品に対して、①長期または満期まで保有するものは取得原価による測定を、②ヘッジ目的で所有しているものには、ヘッジ会計を、③その他のものに対しては公正価値による測定を求めている（par. 77-163）。⁵ヘッジ会計の部分の曖昧さを除けば、IASC [1994] は、金融商品に対して、経営者の意図別の統一性（以後、「意図別統一性」という）を図ろうとしていると理解してよい。この経営者の意図別統一性は、条件別統一性と一見類似しているようであるが、同一のものであろうか。もし、財務諸表において表明した保有の意図がその後の経営者の行動を拘束するとすれば、意図別統一性は、条件別統一性と同一である。なぜならば、経営者

の意図の相違が異なる事象をもたらすからである。しかし、経営者の意図は、会計事象に反映されずともそれ自体は会計事象ではない。財務諸表において表明された経営者の意図が必ず実行されるのであれば、経営者は表明すべき意図を変更することによって、会計方法の選択が可能であり、意図別統一性は弾力性を意味することになる。

III 公正価値評価と比較可能性

1. 「比較」と「比較可能性」

本節では、「比較可能性」という概念に関して、「比較」とは「何」と「何」を比較するものであり、「比較可能」とは具体的に何を意味しているのかを考察する。

「比較」とは、一般に、複数の事物について類似の属性を選び出し、それを量的に評価（測定）することと規定することができよう（類似の定義は、FASB [1984], par.115 を参照せよ）。この定義を容認するとすれば、「比較」に関して、その内容を決定するのは、①比較対象（複数の事物）は何か、②共通の属性は何か、および③測定する方法は何か、という3つの問題に答えを出す必要がある。

まず、①に関しては、2つの見解が混在している。個別の事象の測定値の比較を論じる見解と、企業価値や業績数値という企業全体の評価の比較を論じる見解である。ただし多くの論者においては、何の根拠も示さずに、前者が比較可能であれば、後者も比較可能であると仮定していると思われる。例えば、R.T.Sprouse (Sprouse [1978]) は、次のように述べている。

「複数の投資あるいは与信の機会を比較することは、ほとんどの投資者および債権者の意思決定にとって決定的なことであるから、(彼らにとって) 比較可能性の追求は最も重要となる。比較可能性という用語は、ここでは、類似の取引は類似の方法で会計処理し、そして、異なる状況は、異なる方法で会計処理することを意味する。」(p.71.)

この説明から判断する限り、Sprouse [1978] は、個別事象の比較と投資または与信の機会の比較との関係について、無視しているか、後者を前者の当然の帰結とみなしていると考えざるを得ない。しかし、それは無視できるような問題でもなければ、当然の帰結でもない。この問題は次節において考察する。

次いで、②は、測定されるべき属性の問題であろう。例えば、FASB [1976] (pars.388-437, 518-576) および FASB [1984] (pars.66-70) は、資産および負債の測定属性として、次の5つを挙げている。⁷

ただし、完全かつ効率的市場においては、 $2=3=$ 「割引率として現在の市場収益力（負債の場合には、現在の市場利子率）を選んだ場合の5」（これを以後、DCF と言う）となる。ま

	資産	負債
1	歴史的原価	実際現金受領額
2	現在原価	現在現金受領額
3	取替原価	現在現金支出額＝現在払出価値
4	正味実現可能価額 ＝期待キャッシュ・インフローの非割引価値	期待現金支出額 ＝期待キャッシュ・アウトフローの非割引価値
5	期待キャッシュ・インフローの現在価値	期待キャッシュ・アウトフローの現在価値

た、5の場合、取引時点の市場収益力（市場利子率）で割り引けば、1となり、割り引かなければ4になる。IASC [1997] は、金融資産・負債に関して言えば、「公正価値」＝DCF⁹であると述べているが、非金融資産・非金融負債に関しては明確な結論を出していない。②の問題は、これらの測定属性のうちのいずれの属性が測定されるべきものとして選ばれるかということである。測定属性の選択は、比較可能性という視点からのみ論じられるべきものではないが、比較可能性という視点からみれば、各測定属性による測定値間の比較可能性の程度の差を論じることになる。なお、測定属性をいずれかに固定すれば、比較可能性の程度は会計事象と会計方法との関係によって決定される。

最後に、③は、複数の比較対象の②で選ばれた属性に関して、測定する方法を決定する問題である。前節までで考察してきた会計方法と比較可能性に関する議論はすべて③の問題であると言ってよい。異なる事象ごとに唯一の方法が適用されれば、比較可能性は上昇するという議論が成立したのは、上記の①について、個別事象の比較可能性が企業全体の評価の比較可能性に繋がるとの暗黙の前提を置き、②について、一定の測定属性が選ばれることを所与とした場合であることに注意が必要であろう。

2. 事象の比較と企業評価の比較との関係

個別事象の測定値の比較可能性と企業評価指標の比較可能性との関係を検討する。次のような簡単な例を考察してみたい。

A社の事象1aとB社の事象1b、およびA社の事象2aとB社の事象2bは、現在受け入れられている理論に従えば、同一の事象と考えられている。また、各事象の「真の価値」（完全かつ効率的市場において決定される価値を想定せよ）が存在すると仮定する。測定属性Xは、真の価値から常に50%減というバイアスを生じ、測定属性Yは事象1に関しては50%減、事象2に関しては75%減のバイアスを発生させる。この場合に、測定属性XおよびYの事象1および2の測定値の間の比較可能性と測定値の合計の比較可能性との関係を見る。

各測定値は以下の表のようになる。

測定属性Xに関して、A社の事象1aの測定値50とB社の事象1bの測定値30、事象2aの測定値40と事象2bの測定値70は比較可能であり、それらの合計値90と100も比較可能である。それらの比較の結果は、「真の価値」の比較と同一である。しかし、測定属性Yに関しては、

		測定属性X	測定属性Y	真の価値
A社	事象1 aの測定値	50	50	100
	事象2 aの測定値	40	20	80
	測定値の合計	90	70	180
B社	事象1 bの測定値	30	30	60
	事象2 bの測定値	70	35	140
	測定値の合計	100	65	200

そのように言うことは出来ない。すなわち、事象1aの測定値50と事象1bの測定値30、および事象2aの測定値20と事象2bの測定値35は比較可能であるが、それらの合計値70、65は比較可能ではない。「真の価値」の大小関係と逆転しているからである。

事象の「真の価値」から常に同一の割合のバイアスを生じさせる測定属性の場合、個別事象の測定値が比較可能であれば、それらの計算値（それらを加減したもの）も比較可能である。しかし、その測定値の「真の価値」からのバイアスの割合が、事象によって相違する場合には、個別事象の測定値が比較可能であっても、それらの計算値は比較可能ではない。さらに、測定値のバイアスが測定時点によっても相違する場合（次節のケース①②を見よ）には、同一事象で同一の「真の価値」を有するものが異なって測定されてしまったり、異なる事象で異なる「真の価値」を有するものが同じように測定されてしまうため、個別事象間の比較可能性も存在しない。

歴史的原価の測定値は測定属性Yのそのように、その測定値の「真の価値」からのバイアスの割合が（当初認識以降の市場価値の変動によって）事象ごとに異なる可能性があるため、同一時点において測定された個別事象の測定値が比較可能であっても、それらを加減した値は比較可能ではないし、測定時点が異なれば、個別事象の測定値の比較可能性も保証されない。

3. 歴史的原価と公正価値の比較

IASC [1997] は、金融資産・金融負債に対する公正価値による測定値の個別項目と企業価値に関する比較可能性の高さを強調している¹⁰（例えば、5.4.3¹¹—5.4.6, 5.4.13, および5.6.2を見よ）。本節では、歴史的原価による測定値間の比較可能性と公正価値による測定値間の比較可能性について考察を行いたい。

まず、資産に関して、次のような例を見てみたい。

ケース① A社とB社は、1990年度の期首において総額1,000万円の同じポートフォリオで出発する。1990年度期末における両者のポートフォリオの内容は期中の取引の結果、相違したものとなったが、1990年度末における両社のポートフォリオの歴史的原価は共に、700万円、実現利益は300万円で等しかった。しかし、A社の期末のポートフォリオには400万円、B社のポートフォリオには100万円の未実現利益が含まれている。両社の1990年度末のポートフォリオを比較する。なお、期中の時間価値は考慮しないものとする。

1990年度期首および期末における両社のポートフォリオは、歴史的原価と公正価値でそれぞれ以下のように測定される。

	歴史的原価		公正価値	
	期首	期末	期首	期末
A社 ポートフォリオ 利益	1,000	700 300	1,000	1,100 300+400
B社 ポートフォリオ 利益	1,000	700 300	1,000	800 300+100

歴史的原価によるポートフォリオの測定値と実現利益を比べれば、A社とB社は同一の業績を示している。しかし、実際には、A社のポートフォリオの方がB社のそれよりも成功しているのは明らかである。A社かB社かに投資を行うという際の合理的意思決定にとって、両社の相違は重要である。公正価値による測定は、両社のポートフォリオの成果における相違を明示しており、比較可能性という点において優れている。また、この表から、歴史的原価が、「真の価値」から異なる割合のバイアス（700/1,100 と 700/800）を持つことが分かる。

次に、負債に関して、同様の例をみてみたい。

ケース② A社は、1990年度の期首において1,000万円の借入金をする。借入利率は、市場利率と同じ5%であり（信用リスクなし）、借入期間は3年である。1990年度の期末において市場利率が7%に上昇した。一方、B社は、1991年度の期首において7%の借入利率で（信用リスクなし）、1,000万円の借入れを行った。借入期間は2年間である。両社は共に、1992年度の期末に1,000万円を返済する契約となっている。1991年度期首における両社の借入金価値を比較する。なお、両社は完全競争的な貸出市場で借入を行うものとする。

1991年度期首における両社の借入金を比較すれば、A社の期待キャッシュ・アウトフローの名目合計額は1,100万円であり、B社は1,140万円である¹²。一方、両社の借入金の公正価値は、以下ようになる。

$$A社: \frac{50}{1.07} + \frac{1,050}{(1.07)^2} = 963.84 \quad B社: \frac{70}{1.07} + \frac{1,070}{(1.07)^2} = 1,000$$

歴史的原価による測定値ではA社とB社の借入金は、同じく1,000万円となるが、公正価値においては、A社：964万円、B社：1,000万円となる。

A社は市場利子率以下の借入利子率で契約していることによって、B社に比べて、有利な状態にあり、公正価値による測定値はそれを示している。また、このケー

	歴史的原価	公正価値
A社	1,000	964
B社	1,000	1,000

スでは、1991年度末のA社とB社の比較（企業間比較）を行っているが、A社における1990年度末と1991年度末の借入金の価値の比較（期間比較）においても同様のことが言える。期間比較のケースを想定すれば、歴史的原価による測定値の測定時点によるバイアスの変動を示すことが出来よう。

IV おわりに…残された問題

以上の考察によって明らかになったことは次のとおりである。まず、「比較可能性」の問題が、会計方法の選択に限定して論じられてきたのは、個別事象の測定値の比較可能性と企業の全体評価の比較可能性との関係が無視されていたか、事象の比較可能性が企業全体の比較可能性に繋がるとの暗黙の了解があったこと、および測定されるべき属性を歴史的原価に限定していたこと、の結果である。このような限定された条件の下では、会計測定値の「比較可能性」は、会計方法の選択可能性と密接不可分の関係にある。個別事象の測定値の「比較」において、条件別統一性は、歴史的原価測定の枠内で、各事象の相違を測定値として示す有効な方法であったのである。しかし、条件別統一性が採られたとしても当初認識以降の市場価値の変化および時間価値の認識を放棄している歴史的原価による測定では、同一時点に発生した事象の測定値の個別の比較可能性が達成されても、異なる時点における個別事象の測定値の比較可能性も達成されない、それらの加減値は比較可能ではない。

公正価値による測定値は、個別事象の測定においても、その市場価値や時間価値の変化を測定するため、少なくとも理論上は、個別事象の測定値が比較可能であれば、それらの加減値から構成される企業評価指標も比較可能となる。そのような意味において、FASB [1976] やIASC [1997] は、公正価値による測定値の比較可能性の高さを強調したのである。

しかし、公正価値による測定においても、次のような問題が残っている。まず、測定されるべき属性を公正価値としても、それを測定する方法の問題がある。金融資産・金融負債の

場合、活発な市場が成立していれば、市場から公正価値の近似値を入手できるかもしれない。しかし、活発な市場が成立していない金融商品の場合には、何らかの方法で公正価値を推定するしかないが、その方法は1つではないであろう。¹³つまり、これまで歴史的原価について議論されてきたものと内容は異なるとしても、同質の議論（会計方法の選択可能性と比較可能性に関する議論）が必要となる。

また、金融資産・金融負債については、公正価値測定の理論的妥当性を主張することが可能であるとしても、非金融資産・非金融負債の DCF による測定については、「のれん」の存在¹⁴やキャッシュ・フローの予測に関する不確実性の大きさから、理論的にも実践的にも肯定することは難しい（徳賀 [1998b] を参照せよ）。非金融資産・非金融負債が歴史的原価で測定されるとすれば、公正価値によって測定された金融資産・金融負債の測定値と歴史的原価によって測定された非金融資産・非金融負債の測定値の間の比較可能性が問題となってくるはずである。

注

- 1 それは、概念フレームワークが変化すれば、事象の識別の仕方も変化することを意味している。
- 2 概念フレームワークに基づいて事象の識別を行うというのは、具体的には、当該事象から期待されるキャッシュ・フローの相違に基づいて事象を識別するということであり、概念フレームワークがキャッシュ・フローの相違を識別することに貢献するという意味である。
- しかし、AICPA [1970] は、事象の識別を「企業の環境の相違」に求めている (pars.104, 105)。この視点は、業種別会計基準や規模別会計基準へと繋がるものであって、経理自由の是非についての議論では必要かもしれないが、「比較可能性」の議論には不要である。
- 3 厳密に言えば、IASC は概念的アプローチとプラグマティックなアプローチを混合して用いていると言うべきかもしれない。基準間の優先性を決定する際に、概念フレームワーク (IASC [1989b]) ではなく「世界的に普及している実務」 (IASC [1990], par.5) が最優先されている（徳永 [1990], 43頁）点からも、IAS の普及という目的を達成するための政治的配慮が窺える。
- 4 その後、IAS として公表される際にさらなる変更が行われている基準もあるが、本稿の議論においては重要ではない。
- 5 FASB の第115号 (FASB [1993]) は、この種の統一性をより明確に示している。FASB [1993] は、①満期保有目的の有価証券には償却原価法を、②売買目的の有価証券には公正価値評価（未実現損益を当期の損益計算に算入）を、③売買可能有価証券も公正価値評価（ただし、未実現損益を資本の部に計上）を求めている (pars.6-12)。
- 6 AAA [1954] は、比較の対象を「営業成果」および「財務資料」と述べている（訳書、186-187頁）。AAA [1954] においては、会計方法の多様性がそれらの比較を阻害するという主張はあるものの、会計方法と事象との関係についての言及はない。一方、AICPA [1970] は、比較対象を「財務情報」および「財務会計情報」という形でひとまとめにしているが、具体的内容としては、「事象」の比較を論じている (par.95)。ここでは、事象の比較可能性が、「財務情報」の比較可能性をもたらすということが所与とされている。

7 IASC [1989b] は、測定基準 (measurement base, FASB の用語法に従えば、測定属性) として、歴史的原価、現在原価、正味実現可能価値、および期待キャッシュ・フローの割引現在価値の4つを挙げている (pars.98-100)。比較せよ。

8 IASC [1997] は、「公正価値」について、IAS 第32号 (IASC [1995]) の以下のような定義をそのまま採用している。

「公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立の第三者間取引条件で、資産が交換される、または負債が決済される金額をいう」 (par.5)

公正価値測定の理論的前提は、合理的な投資家は期待キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって金融資産・金融負債の価格付けを行うということである。完全かつ効率的市場においては、この際に用いられる割引率は、同一のリターンとリスクを伴う金融商品の現在の市場収益率 (負債の場合には、市場利子率) である (IASC [1997], 5.2.7)。このような市場が成立する場合には、資産・負債の公正価値はそれらの市場価値 (= 現在原価・現在現金受領額 = 取替原価・現在現金支出額 = DCF) と等しくなる。

また、IASC [1995] は「実際の取引において負担される取引コストの調整」 (par.81) を要求していたが、IASC [1997] は、取引コストのみならず、「金融商品の公正価値を実現または決済するために生じるすべてのコスト」 (5.2.4) を考慮しないことを要求している。この点は、公正価値の性質を捉える上でも、IASC の求めている測定値の意味を考察する上でも重要である。つまり、IASC [1997] は、資産が実際に売却されたり購入されたり、負債が決済されたりすることや、それらの意図の有無を問題とはしていないということである。

9 完全かつ効率的市場において、金融資産・金融負債の取引価格は、取引時点の DCF を反映しており、同時に、取引時点における現在原価および取替原価とも一致する。しかし、非金融資産・非金融負債の場合には、そうではない。通常、非金融資産への投資額は当該資産の DCF よりものれんの金額ほど小さいであろう。もし、そうでないならば、当該企業は、非金融資産への投資よりも金融資産への投資を選んだはずであるからである。また、非金融負債の実際現金受領額は、当該負債の決済のための DCF よりものれんの金額ほど大きい。同様に、もしそうでないならば、当該企業は、非金融負債を負うことによって現金を取得することよりも、金融負債を負うことを選択したはずである。

10 FASB [1976] も、現在利子率によって割り引かれた現在価値が最大の比較可能性を達成すると述べている (pars.533,544)。

11 IASC [1997] に関しては、引用箇所を章・節・パラグラフの順に簡略化して表示している。例えば、第5章・第4節・パラグラフ3を (5.4.3) と略して表示している。

12 両社の期待キャッシュ・アウトフローの比較は以下のとおりである。

	A 社	B 社
1990 年度末	50	
1991 年度末	50	70
1992 年度末	<u>50+1,000</u>	<u>70+1,000</u>
合 計	1,150	1,140

- 13 類似物の市場価格を利用したり、オプション・プライシング・モデル（2 項モデルやブラック & ショールズ・モデル）を利用することが考えられよう。
- 14 注 9 を参照せよ。

参 考 文 献

- American Accounting Association, Supplementary Statement No.8, *Standards for Corporate Financial Reports*, 1954. (中島省吾訳『増訂 AAA 会計原則』, 中央経済社, 1977年)
- American Accounting Association, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements* (1957 Revision), 1957. (中島省吾訳『増訂 AAA 会計原則』, 中央経済社, 1977年。)
- American Institute of Certified Public Accountants, Statement of the Accounting Principles Board No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, 1970.
- 坂本道美「国際会計基準の金融商品プロジェクトの概要」『JICPA ジャーナル』第501号, 1997年 4 月, 53-57頁。
- 西川郁生・山田辰己「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告バリ会議」『JICPA ジャーナル』第 510号, 1998年1月, 92-98頁。
- Financial Accounting Standards Board, FASB Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, 1976. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』, 中央経済社, 1997年。)
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concept No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』, 中央経済社, 1988年, 197-266頁。)
- Grady, P., Accounting Research Study No.7, *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA, 1965.
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 9, *Accounting for Research and Development Activities*, 1978. (日本公認会計士協会訳, 『国際会計基準第 9 号 研究および開発活動の会計』, 1978年。)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 21, *Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, 1983. (日本公認会計士協会訳, 『国際会計基準第21号 外国為替レート変動の会計処理』, 1983年。)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 22, *Accounting for Business Combinations*, 1983. (日本公認会計士協会訳, 『国際会計基準第22号 企業結合の会計処理』, 1983年。)
- International Accounting Standards Committee, *Comparability of Financial Statements*, 1989. (国際会計基準委員会『財務諸表の比較可能性』, 1989年。)
- International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989. (国際会計基準委員会『財務諸表の作成表示に関する枠組み』,

- 1989年。) IASC [1989b]
- International Accounting Standards Committee, *Statement of Intent: Comparability of Financial Statements*, 1990. (日本公認会計士協会訳, 『趣旨書—財務諸表の比較可能性』, 1990年。)
- International Accounting Standards Committee, Proposed International Accounting Standard, Exposure Draft E48, *Financial Instruments*, 1994. (国際会計基準委員会『金融商品(案)』(公開草案第48号), 1994年。)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments*, 1995.
- International Accounting Standards Committee, A Discussion Paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, 1997. (国際会計基準委員会『金融資産及び金融負債の会計処理に関するディスカッションペーパー』, 1997年。)
- 佐藤信彦「負債の測定と割引現在価値計算の本質」『会計』第147巻第5号, 1995年5月, 609-623頁。
- Sprouse, R., "The Importance of Earnings in the Conceptual Framework," *Journal of Accountancy*, January 1978, pp.64-71.
- 徳賀芳弘「会計基準における二種類の『統一性』」『産業経理』第52巻第4号, 1993年1月, 92-100頁。
- 徳賀芳弘「負債の公正価値評価」, 中野勲・山地秀俊編著『21世紀の会計評価論』(第3章), 勁草書房, 1998年。徳賀 [1998a]
- 徳賀芳弘「負債評価論の展望」, 醍醐聡編著『国際会計基準と日本の会計』(第1章2節), 中央経済社, 1998年。徳賀 [1998b]
- 徳永忠昭「E32『趣旨書』の確定経緯と主要決定事項」, 『旬刊経理情報』第600号, 1990年10月, 40-52頁。
- 津守常弘「会計原則における統一性と弾力性」『会計』第120巻第5号, 1981年11月, 14-23頁。
- Wolk, H.I., J.R.Francis, and M.G. Tearney, *Accounting Theory: A Conceptual and Institutional Approach*, Second ed., PWS-KENT Publishing Company, 1989.